

平成22年5月19日

於 本庁舎2階教育委員会室

平成22年5月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成22年5月大和市教育委員会定例会

○平成22年5月19日（水曜日）

○出席委員（5名）

1番	委員長職務代理者	青 蔭 文 雄
2番	委 員	山 田 己智恵
3番	教 育 長	滝 澤 正
4番	委 員	森 山 寛
5番	委 員 長	田 村 繁

○事務局出席者

教育部長	井 上 純 一	文化スポーツ部 長	酒 井 克 彦
教育総務課長	堀 内 一 雄	学校教育課長	大 澤 一 郎
保健給食課長	浜 田 和 博	指 導 室 長	西 山 誠一郎
教育研究所長	名 取 正	青 少 年 相 談 室 長	松 岡 路 秀
こども・青少年課長	阿 部 通 雄	文化振興課長	北 島 滋 穂
生涯学習センター館長	西 山 正 徳	図 書 館 長	井 上 克 彦
スポーツ課長	林 武 人		

○書 記

教育総務課 政策調整 担当係長	飛 田 幸 人	教育総務課 政策調整 担当主任	坂 本 勝 敏
-----------------------	---------	-----------------------	---------

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事
 - 日程第1（議案第21号）大和市スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例について
 - 日程第2（議案第22号）大和市下鶴間ふるさと館条例の一部改正について（諮問）
 - 日程第3（議案第23号）大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について
 - 日程第4（議案第24号）大和市社会教育委員の委嘱について
 - 日程第5（議案第25号）大和市教科用図書採択検討委員会方針について
 - 日程第6（議案第26号）平成22年度大和市奨学生の決定について
- 7 その他
 - 平成22年度大和市立小・中学校の学校評議員委嘱状況について
 - 「大和市の民間信仰—大和市文化財調査報告書第91集」の発刊について
- 8 閉 会

開会 午前10時00分

○田 村
委員長

ただいまから教育委員会5月定例会を開会いたします。

会議時間は正午までとします。

前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は、1番、青蔭委員、2番、山田委員にお願いをいたします。

続いて、教育長の報告を求めます。

○滝 澤
教育長

1番から9番まで報告事項がございますが、まず2番、県央五市親善ソフトボール大会中学校の女子の部。会場は光丘中学校。本市の代表チームとしては、光丘中学校とつきみ野中学校が参加しました。生徒たちが活躍し、中学生とは思えないようなゲームが展開されました。

次に5番、やまと子どもミュージカル。これはグリーンホール相模大野で創立5周年の行事として行われました。市内の小学生、中学生、それから高校生が、発声練習、歌唱指導、それから演技指導など、専門家よりきめの細かい指導を受け表現をしていました。発声、表情、身振り、手振り等、感動的なミュージカルを展開していました。

観客も多く、非常に盛況でした。大和の子供たちがこういう文化的な活動をしていることを目の当たりにし、大変意を強くした思いです。

なお、この子供達は、市民まつりでもステージ披露をしていました。

次に6番、辞令交付式。これは特別支援相談員に関わるもので、渋谷小学校で退職された根木地元校長に辞令を交付しました。

次に7番、市民まつりについては、2日間とも天気に恵まれ、参加者20万人ということで、盛況に行われたという報告がございました。2日間参加しましたが、ボランティアの方々や市の職員が市民と一緒にやって行っていたという状況がありました。

次に9番、全国都市教育長協議会総会、研究大会。全国で加盟団体は798都市ということで大変多くありました。

その中で、1日目については、三沢市長、青森県知事、それから文科省前川審議官から挨拶があり、それから文科省の行政報告というような

ことで講演もいただきました。その中で、前川審議官は、22年度の文科省の予算について、公共事業費がマイナス18%となるほど各省が大変汲々としている中、文科省は対前年度比でプラス5%ということで、霞が関の勝ち組だという話であり、教育予算が大分上積みされているという感じがありました。

その講演の中での話を紹介させていただきます。全国学力・学習状況調査になり3年間行いましたけれども、その話の中で心にとめた部分だけ紹介させていただきます。

就学援助と学力の関係ですが、就学援助を受けている児童・生徒の割合が高い学校のほうが、その割合が低い学校よりも学力検査の平均正答率が低い傾向が見られる。しかし、就学援助を受けている児童・生徒の割合が高い学校の中に、平均正答率が高い学校があり、そこを追跡したところ、このような学校については、教員が学校外の研修や模擬授業、事例研究などに積極的に参加しているという実態、それから地域の方が自由に授業参観できる学校公開日を設けている、それから児童・生徒に将来就きたい仕事や夢について考えさせる、いわゆるキャリア教育などの指導が徹底されている、そういう取り組みの共通性が特性として見られるということでした。

それから、教員、保護者に対するアンケート調査の結果として、全国学力・学習状況調査の結果と接合し、不利な環境にある子供の底上げに成功している、効果のある学校を選びその特徴を探ったところ、効果のある学校については、学校における学習規律の徹底を図っており、また学校と家庭、保護者との関係が良好とのことでした。それから、子供の学習習慣、自尊感情、規範意識、社会や地域への関心、こういうところに力を入れて指導しているというところに学校の指導の特徴があったと、このように学校運営上の特徴があったようでした。

こういったことについては、本市の学校運営、学習活動、教員の指導に生かしていける部分ではないかということで、発信をしていきたいと思っております。

それから、1969年に三沢高校の投手であり、今は女子プロ野球のスー

パーバイザーをされている太田幸司さんの記念講演がありました。

太田さんの話によると、「記録に残るよりも、記憶に残る選手になりたい」という名言がありますが、そのとおりであって、実際に対戦した相手が松山商業であったという話には、参加している教育長達がそうだったと思いだしているような感じでしたが、反対に三沢高校はよく覚えているという、記憶に残る選手の一人ということで、その人生、野球人生について語っていただいて大変参考になりました。

その他では、他市の事例紹介があり、山口県柳井市では全ての学校がコミュニティースクールということで、地域コミュニティー、いわゆる学校運営評議員会が全ての学校にあるということで、そういう特性を持った研究を進めているところですが、それぞれの市の教育行政について、また大分示唆をいただいたというようなことで、勉強になりました。

次にいきます。

大和市議会の第1回臨時会が5月6日に行われました。

議長は国兼晴子議員、副議長に木村賢一議員、それから文教市民経済常任委員会の委員長に高久良美議員、副委員長に三枝修議員となります。私からの報告は以上です。

○田 村
委員長

教育長の報告が終わりました。質疑等ありましたらお願いします。

今の教育長の話の中で、学力テストに関わる重要な部分が行われました。学校の取り組み如何では、効果が上がると。統計上では、就学援助を受ける家庭の多い学校では学力が低いというお話がありましたけれども、その例外のところを調べてみたところの話も行われました。この辺りは大事なところだと思います。このような話は大和市でぜひ生かしていただいて、皆がそういう方向で取り組んでいければと考えます。

全国学力テストでは、神奈川県は全国で第32位という、余り芳しくない成績でありましたので、それを受けて、ぜひ先生方に頑張っていたきたいという感想を持ちました。

○森 山
委員長
○田 村

これは参考になります。今後、具体的に教えてください。

今度の学校訪問でも使えそうです。

委員長
○滝澤
教育長
○田村
委員長

私の方で、まとめてお渡しいたします。

では、お願いいたします。

市民まつりに関連して報告します。

教育委員会を代表して、パレード部会の担当として一日中おりましたが、ほぼ綿密な計画の時間どおり進んでおりました。パレードでは2カ所ほどで止まって演技をしますが、その演技で時間が長くなってしまったところが2団体ございましたが、後はほとんど時間どおりでした。

B級グルメの競争があったことも人気に拍車をかけたかという話もありましたが、大変盛況であったように思います。特にトラブル等もなかったように聞いております。

ほかになれば教育長の報告は終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○田村
委員長

それでは、ほかにはないので、教育長の報告に対する質疑を終了いたします。

◎議 事

○田村
委員長

それでは、議事に入ります。

日程第1 議案第21号「大和市スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

細部説明を求めます。林スポーツ課長。

○林
スポーツ
課長

大和市スポーツ施設設置条例の一部改正につきましては、去る5月7日に大和市スポーツ振興審議会に諮問をし、当審議会から「市外登録利用者の利用料金及び体育会館の利用時間区分の変更について、適当と認めます。なお、利用団体等への周知を徹底するよう申し添えます。」との答申をいただきました。その答申を受け、大和市スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例についてご審議をお願いするものです。

まず、提案の理由について。大和市営大和スポーツセンターの利用料

金の改定等を行いたい必要によるものです。

続きまして、新旧対照表をご覧ください。別表の3、2の個人利用料金の上限額の表の中で、左から2つ目の区分の欄の中の競技場のところですが、「トラック」を「全面」に改めるものです。

改正する内容は、現在、競技場では、危険防止のため、円盤投げや、やり投げ等投てき種目については毎週水曜日の午後に関りフィールドの利用を認めておりますが、この規定がなかったことから、今回、改正をするというものです。

続きまして、体育会館について、単位の欄「正午まで、午後1時から午後5時まで」を「正午前まで、正午から午後3時前まで、午後3時から午後6時前まで」に改めるものです。内容としては、より多くの市民が利用できるよう、現行の3区分から、午後の利用区分を1区分増やして4区分に改正をするものです。

次に、3の共用利用料金の上限の表ですが、区分の欄の競技場のところの「トラック」を「全面」に改めるということで、こちらは個人利用のところと同じ改正理由です。

続きまして、備考第1項第1号中、「団体で」を削り、第2項中「利用料金」を「専用利用料金」に、それから「利用料金（以下「基本料金」という。）」を「専用利用料金」にそれぞれ改め、同項に次の1号を加えるものでございます。第4号として、「本市に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は本市内の事業所等の団体以外がスポーツ施設等を利用する場合 2」という、2倍ということです。

次に、備考第3項中、「基本」を「本来支払うべき」に改めるものです。内容につきましては、市外登録利用者が本条例で規定するスポーツ施設等を専用利用する場合には、その利用料金を倍額とするものです。

それでは、14ページをお開きください。中段に、別表の3、1、専用利用料金の上限額という記載がありますが、今回、専用利用という場合、ここで書いてある金額について、市外登録利用団体が専用利用する場合には倍額になるという内容です。従いまして、一番上の第1体育室、全面1時間につきましては2、100円が4、200円になるとい

うような改定です。

それでは、新旧対照表にお戻りください。この改正条例の施行時期につきましては、平成22年10月1日からとし、経過措置として、新条例を施行するに当たり、必要な準備行為については、この条例の施行の日前に行うことができるとするものです。内容は以上です。

なお、市民意見公募を4月15日から昨日、5月18日まで実施しましたが、特に市民の意見はございませんでした。以上です。

○田 村
委員長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたらお願いします。

パブリックコメントの時間もとったけれども、特に意見がなかったということです。

この件については、私どもは審議をして、スポーツ振興審議会に諮問し、その回答が来ているものですが、いかがでしょうか。

○森 山
委員

今回の改正に全く異議はありませんが、1点質問させてください。

共用利用料金の上限額というのがあります。20人未満が1,000円で、20人以上が2,000円とありますが、この上限額では、19人では1,000円ですが、20人では2,000円になるということでしょうか。

○ 林
スポーツ
課 長

基本的にはそのとおりですが、ここで規定している上限額とは、市で設定した金額の範囲内で指定管理者が決めることができる額の上限を規定しているもので、現在はスポーツ・よか・みどり財団が担当しており、教育委員会にこの金額でやりたいという申請しています。例えば先ほどのお話で、今のところ20人未満1,000円のところ800円で行っても構いませんが、そのための上限として規定した金額ということなんです。

実態としては、財団のでは全てこの上限額の金額で料金を設定しているということです。

○森 山
委員

よくわかりますが、1人違っただけで、金額が倍に跳ね上がるというのは、何か変な決め方だと単純に思いましたが、このような決め方をしなければならない理由があるのでしょうか。私は合理性には、欠けるよ

うな気がします。

○ 林
スポーツ
課 長

この共用利用の設定は競技場だけで、年間で5万6,000人程度利用していただいております。

他の市はこの区分どおりではなく、例えば49人か50人で区切ったりしている例もありますが、できる限り多くの方々に利用していただきたいという部分での設定だと理解しております。

○ 森 山
委 員

今のご説明を聞いてもはっきりはわからないので、機会がありましたら見直しを検討してください。

○ 林
スポーツ
課 長

今後の課題ということで、見直しを今後進めていきたいと思えます。

○ 田 村
委員長

どこかで基準を設けなくてははいけませんので、今後検討のほどお願いします。

ほかになれば質疑を終結いたします。

これより議案第21号について採決いたします。

本件の議案について異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○ 田 村
委員長

異議なしということですので、議案第21号は可決いたしました。

続いて、日程第2 議案第22号「大和市下鶴間ふるさと館条例の一部改正について」を議題といたします。

細部説明を求めます。北島文化振興課長。

○ 北 島
文化振興
課 長

下鶴間ふるさと館条例の一部改正につきまして、大和市文化財保護審議会への諮問について審議をお願いするものです。

改正の趣旨ですが、下鶴間ふるさと館は、旧下鶴間宿の小倉家を市の重要文化財に指定をしまして、母屋と土蔵、それから敷地についても指定をし、平成18年4月に復元、開館しました。その後、同年7月から指定管理者制度を導入して管理運営を行ってきています。

当時は、指定管理に向くものかどうかという話もあったようですが、新しい施設は全て指定管理者で管理を行うという市の方針があったため指定管理者に管理を委ねてやってまいりました。

しかし、現状を見ると、入館者数が少ないということ、それから費用

対効果、指定管理料に対して十分な活用が図られていないというようなこともあり、行政改革の視点から、見直しが必要だろうということになりました。そこで、約5年間の指定管理期間が来年の3月で満了になりますので、期間満了に併せて体制を見直すということです。

当時は指定管理を積極的に進めるという市の方針でしたが、現在は方針も見直され、施設の設置目的を効果的に発揮するということと、最小の経費で最大の効果を得るために、必ずしも指定管理にこだわらず管理をしていくというような方針に変わっています。

次に、課題といたしましては、大きく2つございます。

1つは、地域との連携が足りないということです。そのためのコーディネート機能が欠けているというのが、入館者数や施設の活用という面で課題を抱える原因になっているということです。

2つ目は、近隣につる舞の里歴史資料館がありますが、両施設の連携が足りないということも活用が図られていない大きな原因かと考えています。これに加えて、管理コストがかかっているということもございます。

入館者数、指定管理料の推移として、入館者数は、開館当初はいろいろなイベントもありましたので1万人を超えておりましたが、その後は6,000人から7,000人という間で推移をしています。

指定管理料については、初年度は9カ月間でしたけれども、その後、年間1,190万円弱の支出があります。

文化財施設という特殊性はありますけれども、費用対効果という面では少なからず問題があると考えています。

それから、今回の見直しに伴い、以下の4つの方針により管理運営を行っていきます。

方針の1つ目は、地域との連携を進めて、施設の活用を図るとともに、市民の方にも管理運営にボランティアとしてかかわっていただくというような方向で、ボランティアの育成を進めます。これは今年度から進めていきたいと思っております。

方針の2つ目、つる舞の里歴史資料館との連携を図り、両施設で人が

回遊するような仕掛けを行って、入館者数の増に努めます。

方針の3つ目は、つる舞の里歴史資料館と一体管理を行うこととして、開館日、開館時間等を変更します。人員配置については「両施設の性格を踏まえたものとします」と、抽象的な書き方をしています。つる舞の里歴史資料館は、過去の資料などを紐解くといった研究業務をやっておりますので、つる舞の方には、従来どおり、専門知識を有する学芸員の資格などを持った職員を配置するという。ふるさと館については、簡易な管理として、非常勤職員で対応することを考えております。

方針の4つ目としては、管理運営費を最低限のコストに止めるということです。運営管理体制の比較ですけれども、これが実際には条例の改正の内容になります。まず指定管理者から市の直営に変えるということです。それから、管理の体制として、今2名常駐しているものを非常勤1名体制にします。

それから、開館日ですが、現行では年間約308日で行っておりますが、これを年間250日程度、具体的には月曜、火曜、それから祝日の翌日、年末年始を休館日にしたいと考えています。これはつる舞の里歴史資料館の職員がこちらの施設についてもある程度見ていくということを見ると、職員体制を踏まえ火曜日を休館にするということで年間250日程度になります。

開館の時間につきましても、現在は9時から17時ですが、これを10時から16時にします。これは非常勤職員の勤務時間を考慮し、開館時間を6時間にするものです。

日数も、時間も多くあけておくということが理想ではございますが、コストとのバランスでこのような形でしたいということです。

今後の管理運営の方向とスケジュールですが、今お話をいたしました方針の中で、地域との連携、ボランティアの育成というものを進めていきますが、今年度につきましても、まだ指定管理者による管理体制下ですので、つる舞の里歴史資料館の方でボランティアの育成を行っていきたいと考えております。

それから、23年度につきましても、市直営を考えておりますので、

地域との連携、引き続きボランティアの育成、それから入館者数を増加するための試み等を行っていき、24年度から、ボランティア、市民団体等の方に管理運営に関わっていただくような形で考えております。

今回の条例改正のスケジュールですが、この定例会におきまして、文化財保護審議会への諮問について付議させていただきました。

6月1日からは1カ月間、パブリックコメントとして市民の方の意見を聴取いたします。

7月の初旬に文化財保護審議会を開催し、答申をいただき、教育委員会7月定例会で条例の改正案の審議をお願いし、9月議会に上程をしていくということでございます。説明は以上です。

○田村
委員長

説明が終わりました。

何かご質問ございますか。森山委員。

○森山
委員

これは、主な理由は経営コストの削減ということだと思いますが、今の指定管理料、年間約1,200万円に比べて、この新しい体制では幾らぐらいになるのでしょうか。

○北島
文化振興
課長

今予定をしているのは大体300万円から400万円程度です。

○森山
委員

それはボランティアの方の関わり具合も関係して、少し幅があるということでしょうか。

○北島
文化振興
課長

いえ、ボランティアの方は関係なく、300万円から400万円の間の金額に落としたいと考えております。

○田村
委員長

昨日この下鶴間ふるさと館を見てきましたが、誰もいませんでした。

私は、開所式にテープカットした立場であるので気になっていました。泉の森には移築された古民家が2軒ありますが、むしろあちらの方が、魅力がありました。

ここに7,562人もよく来たなというのが率直なところです。建物を見るだけで他に何もありません。そのため、この7,562名というのは、例えばどこかのグループが団体で来たのか、個人が来たのか、その辺りが気になります。

それから、つる舞の里歴史資料館と下鶴間ふるさと館、人が回遊するような仕掛けとありますが、結構遠いので、これは本当にできるのでしょうかということが率直な印象です。例えば、大和駅発の「下鶴間ふるさと館及びつる舞の里歴史資料館」というバスが1日1本でも出るというならまた別ですが、具体的にどのようなイメージを考えていらっしゃるのか、もしあればお聞かせください。

○北 島
文化振興
課 長

1点目のどんな方が主に訪れているのかということについて、1つには、最近歴史散策をされる方がかなりいらっちゃって、ここも矢倉沢往還、大山街道の宿場町として昔栄えたところですよ。歴史散策をされる方たちやハイキングということもあるかもしれませんが、そういう方たちが立ち寄られるというのが多くございます。それは、トイレがあるので、休憩場所やお昼をとったりする場所としても使われているということです。

もう一つは、下鶴間ふるさと館にはおもちゃを置いたりしていますので、近所の子供たちが放課後に来ています。利用者の方が自由に書き込めるようなノートがあり、それを見ますと、子供たちが来て遊んでいるというようなこともございます。

文化財として保存していかなければならないということもありますが、文化振興課でも、子供たちが何か使えるような地域の施設としての性格、地域利用ということもこれから考えていかなければならないかと考えています。

それから、回遊の仕掛けですが、文化財保護審議会のほうでも指摘をされていることがございまして、この2施設だけではなく、先ほどお話のありました泉の森の郷土民家園の方とも合わせてやるということが大事ではないかということで、今年の七夕行事はこの3館合同実施ということで話を進めております。ポスターを同じ形で作り、3館合同でやっているということアピールするとともに、3館を巡るスタンプラリーなどを実施してまいります。

それから、つる舞の里歴史資料館では年に1回、企画展をやっております。「林間都市」や「大和の誕生」といったことをテーマに開催して

きましたが、その際、会場として下鶴間ふるさと館も使って、そちらでも部分的に展示を行うということです。ただ、物理的な移動の面があり、施設間は距離にして約1.8キロありますが、幸いコミバスが通っており、つる舞の里歴史資料館の前、それからふるさと館のすぐ近くにもバス停がございまして、本数は限られていますけれども、コミバスを使えば、さほど歩かなくても両施設を行き来することができます。

今のところ考えているのは以上です。

○田 村
委員長

ほかに何かございますか。山田委員。

○山 田
委 員

来館者の件について、小学校では大和市の歴史といった「我が郷土を知ろう」というようなものがあると思います。そういう機会も利用して、こういう市の指定文化財になっているところを見に行くといったことを何か取り入れたらいいのではないかと思います。

○田 村
委員長

つる舞の里やこの下鶴間ふるさと館へ、学校で行っているところ、現実的にございますか。

○西 山
指導室長

具体的な数字はつかんでおりませんが、私自身も小学校の教員であったときには、6年生の歴史の時間に、近いということもあって、つる舞の里歴史資料館にクラスで行って、いろいろと話を聞いたり、質問をしたりということをしていました。北大和小でも同じような形ではないでしょうか。

○田 村
委員長

校区内にある学校ぐらいでしょうか。社会見学等の何か届け出を見てみるとわかるのでしょうか、ほとんどないのではないのでしょうか。

○西 山
指導室長

3年生あたりが行う市内見学の中で、そのコースの中に入れていたということも考えられます。

○田 村
委員長

学校への働きかけも必要かも知れませんが、それほど子供たちが興味を示すかどうかは別になりますが。

○森 山
委 員

つる舞の里歴史資料館の方は別にして、ふるさと館というのは、文化財としての魅力はかなり薄いと思います。矢倉沢往還や下鶴間の宿の話は、歴史に凝っている人は別として、かなりマイナーで、一般的な興味は呼ばないです。

そのため、文化財として今後とも活用していくのか、それとももう少し違った形にしていくのか。

今の状態はご説明のとおり、ほとんど団体でウォーキングをしているような人たちの一時立ち寄り、休憩所になっているというのが大半です。子供たちが遊びに来るといっても、そこを目指して来たというような人は余りいません。

だから、今後使い方を変えないと恐らく利用者は増えないと。ただし、変えると文化財としての保護が難しいというジレンマになって、一体どうするのかという問題は依然として残るという感じがします。

○田 村
委員長

文化財として残しておくということに意義を見つけるのか、ふるさと館は何かそこまでの意識が出るかどうか難しいところです。

もっと内容を別の何か、例えば矢倉沢往還の復元図として、ミニチュアの家とか人形を作るなど、もう少し施設に工夫があったらいいかと思います。

文化財保護審議会に諮問をするわけになりますが、これでよろしいでしょうか。

○山 田
委員

今、森山委員がおっしゃいましたが、市の指定文化財とは何なんだろうかと、今思ってしまった。

施設を文化財に指定し、使用していくということ自体、しっかり検討をしていかなければ、何かもったいないのではないかと思いました。

○田 村
委員長

今出たような話は審議会の方でもいろいろと考えていただけるわけですので、今出たような意見も審議会の方々に伝えてください。

○北 島
文化振興
課 長

はい。この下鶴間ふるさと館の設置の目的は多少曖昧な表現ですが、郷土文化の理解及び継承ということです。

文化財の保護審議会の委員は、これまでも指定管理の現状などを見られて、意見交換を毎年されます。そこでは、ふるさと館は古く文化財といえども、元々家なのだから、単に保存しておくということではなく、どんどん使ってもらおうということで考えていいのではないかと。その中でもし修繕が必要になったら修繕をしていくという考え方でいいのではないかと、大事に保存していくというよりも、使うということに重きを置

いてください、というようなことも意見としていただいております。

そういった意見やここでお話しいただいたご意見等も踏まえた中で、定例会でもう一度審議していただきたいと思っております。

○田 村
委員長

それでは、これより議案第22号について採決いたします。

本件の議案について異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議がないということで、議案第22号は可決いたしました。

続いて、日程第3 議案第23号「大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。浜田保健給食課長。

○浜 田
保健給食
課 長

大和市学校給食共同調理場の設置に関する条例の中で、業務運営に関しましては、運営協議会を置くという定めがございます。こちらの運営協議会の所管業務でございますが、3場の共同調理場の運営に関して、重要な事項をご審議いただくというものです。

委員の構成委員につきましては、条例施行規則の中で、共同調理場が管轄する学校の校長先生が4名、それとそちらのPTAの代表が4名、また学識経験を有する者が若干名となっており、現在12名で構成しているものです。

任期ですが、2年という定めがありますので、6月1日から24年の5月31日までになります。委員名簿を見ていただきますと、12名の委員候補者を挙げていますが、7名の委員候補者が新たな候補者ということになります。

お名前でお申しますと、緑野小学校天野哲生校長、大野原小学校水原勝弘校長、光丘中学校篠原正敏校長、大野原小PTA会長の中澤広久様、大和東小学校PTA会長の大貫洋子様、南林間中学校PTA会長の後藤義文様、上和田中学校PTA会長の嶋倉政義様、以上の方が新たな委員候補でございます。

残りの5人の委員の方につきましては重任ということで、大和中学校森校長、大和医師会の門井先生、緑野小学校医の平野歯科医先生、薬剤師から田辺豪先生、それと県の大和保健福祉事務所の食品衛生課長であ

ります浅谷様、この方々につきましては前任から引き続きお願いするものです。以上です。

○田 村
委員長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等はございますか。毎回このように校長、PTA会長、学校医関係ということで決まっているようですが。

○森 山
委員

この運営協議会というのは何を決めるところなのでしょうか。

○浜 田
保健給食
課 長

現在、学校の給食を提供する共同調理場は3場ございまして、その3場の運営につきましてご審議いただきます。

共同調理場の設置条例では、共同調理場に関する重要な事項について審議また調査、研究、助言をいただくと規定されています。

さらに施行規則では、調理場における給食の実施状況、計画に関する事、給食用の物資の購入及び業者に関する事、給食設備の充実、施設の充実に関する事等が明記されています。

具体的に申しますと、年2回ほど、7月と2月に開催しています。

7月は、当初予算の内容について、その年度の業者の選定・決定、それと事業計画等のお話です。

2月は、新たなその次の年度の予算の内容、それと共同調理場における施策的なお話等をしています。去年の場合ですと、食器の導入、牛乳のリサイクル、といった話についてご意見をいただいているところです。以上です。

○田 村
委員長

ほかに何かご意見ございますか。

ないようでしたら質疑を終結いたします。

これより議案第23号について採決いたします。

本件の議案に対してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○田 村
委員長

異議なしということですので、議案第23号は可決いたしました。

続いて、日程第4 議案第24号「大和市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。西山生涯学習センター館長。

○西山
生涯学習
センター
館長

4月定例会において、中川知子委員の退任について説明いたしました
が、後任の委員を委嘱したいということで今回挙げさせていただきました。

中川委員の選出母体であります聖セシリア女子短期大学からの推薦で
ございます。新委員の任期は残任期間となります。 以上です。

○田村
委員長

前委員がお亡くなりになったということで、その補充というお話がご
ございました。同じ聖セシリア女子短期大学からの推薦ということですが、
いかがでしょうか。

質疑等よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○田村
委員長

それでは、質疑等ないようですので、議案第24号について採決いた
します。

本件の議案に対してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○田村
委員長

異議なしということですので、議案第24号は可決いたしました。
続いて、日程第5 議案第25号「大和市教科用図書採択検討委員会
方針について」を議題といたします。

細部説明を求めます。西山指導室長。

○西山
指導室長

平成23年度は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法
律施行令第14条を受けて、小学校使用教科書につきましては採択替え
の年に当たります。本市は単独で採択地域を設定し、教科用図書を採択
することになっております。

今年の教育委員会3月定例会において、平成23年度使用小学校教科
用図書の採択方針を決定していただきましたが、本日は、平成23年度
以降4カ年使用する小学校教科用図書に係る大和市教科用図書採択検討
委員会方針についてご提案申し上げます。

平成22年4月9日の文部科学省初等中等教育局長からの通知により
ますと、教育委員会において、採択権者の判断と責任において、綿密な
調査研究に基づき、適切に行われる必要がある旨の記述があります。教
育委員会で採択するに当たり、大和市教科用図書採択方針のもと、採択

検討委員会を設け、さまざまな角度で教科用図書を調査検討していただきたいと考えております。

「大和市教科用図書採択検討委員会方針（案） 大和市教科用図書採択検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、平成23年度以降4カ年使用小学校教科用図書について、大和市教育委員会へ採択に必要な資料を報告するにあたっては、次の方針に基づくものとする。・神奈川県教育委員会の採択方針に基づくこと ・検討委員会が設置する調査研究員の報告を資料とすること」ということでございます。

補足になりますが、これまでは一文の中で記述しておりましたが、よりわかりやすい表現とするため、今回整理をし、このような表現といたしました。

なお、参考までに、今年度の採択検討委員会の名簿をつけさせていただきましたのでご覧いただければと思います。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○田 村
委員長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

この採択検討委員会は私どもが最終決定する前の段階の過程の中にあります。そして、その結果を私どもは資料として参考にしつつ採択するということとなります。

その方針になりますが、内容については昨年度と同じようです。

質疑等はよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

○田 村
委員長

質疑等なしということですので、本件の議案について採決いたしたいと思っております。

本件の議案についてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○田 村
委員長

異議なしということですので、議案第25号は可決いたしました。

続いて、日程第6 議案第26号「平成22年度大和市奨学生の決定について」を議題といたします。

細部説明を求めます。大澤学校教育課長。

- 大澤 学校教育課長
平成22年度の大和市奨学生選考審査会は5月10日に行われました。家庭の経済状況、学業成績などを総合的に判断し、25名の奨学生と5名の補欠奨学生の答申を得ております。本年度の奨学生の決定について、別表名簿にありますようになっておりますので、ご審議をお願いいたします。 以上です。
- 田村 委員長
細部説明が終わりました。
質疑、ご意見等ございますか。 山田委員。
- 山田 委員
前回、四十何人のお名前が挙がっていたと思いますが、それを25人に絞られているわけですけれども、どういう視点で、どういうことを重要ポイントとしてこの25人に絞られたのかということをお聞きしたいと思います。
- 大澤 学校教育課長
学校長から推薦された関係者の名簿の中から、まず選考の進め方としまして、やはり家庭の経済状況というのが主になりますので、家庭の所得等のデータを基にし、そこを選考委員の方が注目してまいりました。
その中で徐々に絞っていきまして、学業成績や学校長の推薦内容、あとは本人や保護者が書いた学校で高校生活をこのように頑張りたいというふうな文章が出てきておりますので、そういったものを総合的に勘案し、最終的に25名に絞っていったという形になります。
- 山田 委員
この方たちに対して異議はございませんが、前回お伺いしたときに、経済的理由だけではないというお話を伺いまして、例えば小学校、中学校の義務教育のときは、本当に教育の機会均等ということで、まさに経済的理由で補助をしていくという、修学旅行費などいろいろなものに対して補助をしていくという考えだと思えます。
ただし、高校になると、本人が例えばサッカーや野球といったスポーツ関係のことをすごくやりたいので私立に行きたい、そのためには少し経済的に援助してもらいたい、というように経済的な理由だけではなく、いろいろな理由があると思いますが、この奨学金の目的として、その辺りがもう一つわかりかねる部分があります。
今年というよりも、例えば来年に向けて、各校長と、この奨学生を選んでいくに当たっての視点がある程度同じでなければ、平等に子供たち

に対して推薦をしていくことができないのではないかと思います、その辺りが私にはもう一つわからない部分があるので教えていただきたいと思えます。

○田 村
委員長

共通認識の基準をはっきりしないと、選定によって不公平も生じるだろうということも含めまして。

○大 澤
学校教育
課 長

例えば、具体的な所得基準を設けてしまいますと、それ以下であれば受給できるのかというような誤解を生む恐れもありまして、過去いろいろな議論があったと思われます。

あえてはっきりとした基準を設けない中、経済的にかなり困窮している状況の家庭が担任との面談の中で、奨学金を希望するという話が出て、それを学校長が担任からいろいろ状況を聞いた中で意見を添えて、市へ申請をしてくるわけですが、この奨学金の狙いや目的については、毎年、文章のみならず、校長会の中でも話はしてきておりますので、認識の大きなずれというものはないと捉えております。

○田 村
委員長

以前も、「学校の取り組み、力の入れ具合で変わってくるのではないか」という話が出ています。

奨学金に該当する生徒たちの学ぶ意欲も考え、できるだけ学校が生徒に応じた力をみんな入れて出して欲しいという話もありました。

その辺りは大事なことではないでしょうか。経済状態だけではなくて、いろいろと選んでやっているのだと思います。

○山 田
委 員

それでは、経済的理由というのが一番大きな理由とっていいのでしょうか。

前回のときに私は経済的理由ではないという感じで受けとめたので、それで大和市からやる気のある優秀な生徒を何か育てていきたい、そのための奨学金を少しでも補助していきたいという、そういう目的が大きくなるのかと思いました。それで目的として、どちらが優勢なのかなど思いお伺いしましたが、経済的理由が大きな理由として挙げていくということになるのでしょうか。

○大 澤
学校教育
課 長

奨学金給付規則第1条で、「経済的理由により、就学が困難な者に対して、奨学金を給付し、もって就学を奨励することを目的とする」と掲

げておりますので、ここから趣旨を見出していただけたらと思います。

○森 山
委 員

私はそれでいいと思います。

ただ、経済的な理由で高校進学が難しいような生徒さんに対する援助ということだとすると、この25人というのはいかにも少ないのではないかという感じがいたします。そのため、25人に対して奨学金を出すよということになると、かなり選抜された人という感じがどうしても出るわけです。ところが、今お話しのような基準だと言われるものですから、僕は恐らく山田委員のような疑問が出てくるのだと思います。

これが300人に出しますと言うようであれば、かなり様相は変わってきます。しかし、そんなことは経済的にできないということですから、大和市奨学生制度自体を少し見直す時期なのかという気がしてしょうがないです。

経済的に困難な生徒さんの中から、非常に少ない数に選抜するというのは一体どういう作業なのかという感じがどうしてもいたします。経済的に困難な方の就学を奨励するとしているにもかかわらず、「就学をしたいのだけれど経済的に困難です」と言ってきた人を選抜するという考え方は、そぐわないなと思います。

そのため、大澤課長の話を聞いていても、就学困難な中でも優秀な人のような話になってくるものだから、どっちがどっちなのだという感じになるのだと思います。少々中途半端な感じがいたします。

○田 村
委員長

できるだけ市としては、学ぶ意欲のある子供たちにできるだけのことをするために奨学生も基準はあるのですが、できるだけたくさんに与えるようにしようという動きもないことはないと思います。過去にも多少人数を増やしていたと思いますが。

○大 澤
学校教育
課 長

これまで人数を増やし、また給付金額を増額し、少しずつ充実を図ってきております。

○田 村
委員長

しかし現実を言うと、半分から3分の1程度しか受けることができません。候補として上がってきた生徒の中から半分ぐらいが何とか受けられるかどうかということになってしまっています。

それでは、落ちた生徒とそれほど差があるのかというような問題もありますし、補欠が5名いますが、この補欠が入ることは余りあり得ないでしょう。転居や亡くなったことぐらいしかなかったと思います。

○大澤
学校教育
課長

かなり以前はそういった転居や途中退学により補欠が入ったこともあります。この4年間では補欠はありません。何とか高校で勉強を頑張ってもらっているということでもあります。

○田村
委員長

わざわざ手をあげた生徒には大体給付してあげたい気持ちはあります。学校でそれだけ選ばれ、推薦してくるものですから、できれば全員という思いもありますが、現実問題としてはお金の問題になってしまいます。この数を増やしていくという将来的展望は、あるのでしょうか。

○井上
教育部長

前回もお話しさせていただきましたが、こういう経済状況の中で奨学金のあり方が問われていることは事実です。

国の方も公立高校の授業料無償化、そして私学助成も相当手厚くなってきています。そういう中、自治体では、このような奨学金制度のあり方がさらに問われてきており、他市の状況をみても、今回、高等学校の公立高校の授業料無償化に伴い、複数の自治体で止めております。

この給付は、基本的には意欲のある生徒にという認識はありますが、経済的な部分の福祉的な面があるのも事実であります。ですから、将来にわたって、大和市にふさわしい奨学金制度に向け、今年時間をかけて見直していきたいと考えております。

経済状況等いろいろありますけれども、奨学金制度そのものについては、いろんな状況の中で変わるのではなく、大和市固有の普遍的な制度がいいかと個人的には思っております。それにあたっては、他市は一般会計からの持ち出しが多い状況がありますが、大和市では母体となる基金がありますので、その基金の活用も含め、将来にわたってどのように就学を支援していけるか、基本的なことから見直しをしていきたいと考えております。

○森山
委員

来年また新たな提案を期待しております。

○青蔭
委員長
職務

このような大変な精査の中で選ばれた方が奨学金を受けて、その後高校卒業後、大学へ行くのかよくわかりませんが、顕著な活躍をすること

各小学校、中学校から4月末までに評議員の推薦をいただきました。現在、学校ごとに学校長を通して委嘱状を評議員の方にお渡ししております。

本年度の学校評議員の人数は、小学校110名、中学校44名となっております。1校当たりの人数の平均は、小学校で5.8人、中学校で4.9人となっております。男女の割合は、小学校でほぼ3対2、中学校でほうでは若干それよりも多いような形となっております。

選出母体につきましては、青少年団体、福祉団体などが小・中学校ともに一番多く、続いてPTA関係者、自治会関係者、地域の有識者となっております。

青少年団体及び福祉団体の方は、青少年相談員、民生委員・児童委員、保護司、社会福祉協議会関係の方となっております、小学校で39名、中学校で18名となっております。

今年度新たに評議員となれた方の数ですけれども、小学校で20名、中学校では5名、合わせまして25名となっております。

なお、本年度は5名の方が小学校と中学校の評議員を兼任されております。以上が今年度の学校評議員の委嘱状況です。

続いて、資料はございませんけれども、昨年度の学校評議員の活動状況について2点ご報告させていただきます。

1点目は評議員会の開催回数について、全体会は各学校とも2回から3回というのが一般的です。中には5回開催した学校もございました。

個別では、学校行事の際に案内を出し、学校の教育活動を実際に見ていただいている学校が多く、地域の行事や学校行事などの機会に話し合う場を設けたり、あるいはご本人の都合の良いときなどに学校に来ていただいたりしてご意見をいただくようにしているようです。

2点目は、具体的な協議内容の要点を申し上げたいと思います。

協議内容としましては、学校教育目標に始まり、学校経営方針、教育計画や学校の現況報告、そして課題など、さまざまな事柄について協議されております。

特徴としましては、小学校は登下校の安全対策、それから幼稚園や保

育園との連携、子供たちの安全・安心にかかわる協議が多く、中学校では教育課程、生徒指導上の課題などについての協議が多いということでございます。

また、小・中学校とも、保護者や生徒に学校の教育活動に関するアンケートを実施した結果、つまり学校評価を提示して、それを資料として協議を行っている学校が多くなってきております。これは学校関係者評価として位置づけられているものでして、学校評価の大切さが言われている現在、大切な取り組みとして受けとめております。以上です。

○田 村
委員長

「この制度ができて、学校はこのように変わってきた」と、具体的な話を聞きたいと思っています。制度ができ、本当に学校が活性化した、それは良かった、という話を収集しておいていただきたいと思います。

続いて、「大和市の民間信仰－大和市文化財調査報告書第91集」の発刊について」を北島文化振興課長、お願いします。

○北 島
文化振興
課 長

ここ3年程かけて調査を進めてまいったものがまとまりましたので報告するものです。市内を5つの地域に分けて、地域ごとに神社やお寺を中心に、その地域に伝わる講や信仰行事などをまとめたものです。コンパクトにまとまっておりますので大変読みやすくなっていると思います。ぜひこれを片手に市内散策をしていただいて、ついでにつる舞の里等、お寄りいただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

ちなみに、販売価格は1冊1,000円でございます。

○田 村
委員長

立派なもののできましたので、参考にしてください。

私は、去年の退職公務員連盟の研修会で深見神社や仏導寺を回りましたが、その時にこれがあれば良かったと今思っていました。そういう散策の際に非常に助かるものができたようで、ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

(「いいえ」の声)

○田 村
委員長

ないようでしたら、6月の会議の日程をお知らせしておきたいと思えます。

6月の定例会は、6月24日木曜日午前10時からに予定いたしてお

ります。

◎閉 会

○田 村
委員長

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて教育委員会 5 月定例会を閉会いたします。

閉会 午前 11 時 16 分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成22年5月19日

署名委員

署名委員

書 記

書 記